

令和4年12月23日

登米市上下水道事業

登米市長 熊谷 盛廣 様

登米市上下水道事業運営審議会

会長 山田 一 裕

水道料金及び下水道使用料等のあり方について（答申）

令和3年7月29日付け、登経総第682号で諮問のあった水道料金及び下水道使用料等のあり方について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

## 1 はじめに

上下水道は、市民生活や社会経済活動に欠くことのできないライフラインであることから、将来にわたり安心・安全な水を安定的に供給するとともに、快適な生活環境を確保するなど質の高いサービスを提供していくことが求められている。

このため登米市では、水道事業では平成 29 年度、下水道事業においては平成 28 年度に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、持続可能な経営基盤の確立や市民サービス向上の取組を行っている。

しかし、上下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水需要の低迷により収益の根幹である水道料金が減少、下水道使用料収入においても同様に減少が見込まれている。一方、費用においては、管路や施設の老朽化に伴う更新や耐震化の事業費が増大し、益々厳しい状況が続くものと見込まれている。

こうした状況の中、今後も継続して質の高いサービスを市民に提供していくためには、効率的な経営の下において水道料金及び下水道使用料収入を安定的に確保していくことが必要である。

今後の水道料金及び下水道使用料のあり方について、本審議会として検討を行ない一定の結果を取りまとめたので、ここに答申を行う。

## 2 答申

### (1) 水道料金のあり方について

#### ① 水道事業の現状

水道事業については、平成 16 年 10 月に平均改定率 8.8%の料金改定を行ってから、経営の効率化に努め 18 年間現行料金を維持している。しかし、令和 3 年度の収益的収支では約 2,283 万円の純利益を確保しているが、本年（令和 4 年）度においては、約 2 億 3,963 万円の純損失が見込まれるなど人口減少や給水量の減少により、料金収入は減少傾向となっており、今後もこの傾向が続くと予測される。

また、保呂羽浄水場再構築事業を控えているほか、管路及び施設の老朽化に伴う更新や耐震化の事業費が増大していく見通しであり、財政運営はより厳しい状況になると見込まれる。

## ② 水道料金の改定の必要性について

現在の経営状況と今後の見通しについて改めて確認しながら検討を進めた結果、料金収入と経費について大きく乖離しつつあり、現行のままでは、今後の経営に大きな影響を与える可能性が高い状況となっている。また、施設の維持・更新に必要な建設投資の財源確保や災害などの不測の事態に備えるためには一定の水準の資金を確保しながら、経営健全に取り組んでいく必要がある。

水道は、生活に欠くことのできない極めて重要なライフラインであることから、将来にわたってサービスを提供し続けるため、また、現役世代と将来世代の負担の公平性を確保するためには、水道料金の見直しが必要である。

## ③ 水道料金の改定

### ア 料金算定期間

厚生労働省からの通知や日本水道協会発行の水道料金算定要領では、おおむね将来の3年から5年を基準に設定することが適当とされており、健全で持続可能な水道事業を目指すためにも料金算定期間を令和5年度から令和8年度までの4年間とすることは妥当である。

### イ 料金体系

登米市は、基本料金と従量料金（累進制）を併置する方法の二部料金制を採用している。これは使用水量に応じて料金変動する合理的なものとして、経営の安定性を確保でき、一般家庭（小口径）への負担抑制も図られていることから、現行の料金体系を維持することが妥当である。

### ウ 料金改定率

料金算定期間である令和5年度から令和8年度までの4年間の総括原価に見合う平均15%の引き上げをすることは妥当である。

### エ 料金改定の時期

料金改定時期については、安全、安心、安定した給水の確保を図るため、そして算定した総括原価に対応する収益を確保するためにも早期に実施することが望ましいが、料金改定についての理解を得るため十分な周知期

間が必要である。

また、現在の物価高騰等の社会経済状況を考慮すると、総括原価算定の基となる料金算定期間（R5～R8）は4年間であるものの、料金改定については、水道使用が落ち着く秋季の、令和5年10月からの改定が適当である。

#### オ 料金の定期的な見直し

水道料金の改定は、平成16年10月以来、消費税率改定を除き今日まで行われてこなかった。今回の料金のあり方の検討においては4年間を料金算定期間としたところであり、今後は、経費削減や効率的経営の努力の下、経営状況や社会経済情勢の変化等に対応しつつ安定した経営を目指し、4年毎の見直しを行っていくことが必要である。

#### カ 改定額について

イ及びウにより、水道料金表を次のとおり改定することは妥当である。

(1ヶ月、税抜き)

メーター口径 (mm)	水量区分 ( $m^3$ )	基本料金 (円)	従量料金 (円)
13 20	1 $m^3$ ～10 $m^3$	1,400	153
	11 $m^3$ ～50 $m^3$		252
	51 $m^3$ ～		261
25	1 $m^3$ ～100 $m^3$	25,300	165
30	101 $m^3$ ～400 $m^3$	34,500	180
40	401 $m^3$ ～	40,300	199
50	1 $m^3$ ～500 $m^3$	115,000	165
75	501 $m^3$ ～2000 $m^3$	184,000	190
	2001 $m^3$ ～		209
100	1 $m^3$ ～10000 $m^3$	1,380,000	-
	10001 $m^3$ ～15000 $m^3$		109
	15001 $m^3$ ～25000 $m^3$		118
	25001 $m^3$ ～		127

## (2) 下水道使用料のあり方について

### ① 下水道事業の現状

登米市の下水道事業は、「経営の見える化」の第一歩として、令和2年4月より地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業や農業集落排水事業など5つの事業を1つの事業として開始された。

そのような中、地方公営企業法による経費負担の原則により、汚水処理費用は受益者である使用者からの使用料により賄うとされている。しかし、過去2会計年度の決算における使用料収入では汚水処理費用の75%程度しか賄えておらず、不足分を一般会計繰入金に依存した状態が明らかとなっている。これは、独立採算の原則、受益者負担の原則とは、乖離した状況であり、改善すべき状況である。

また、平成22年4月に平均改定率約27%の使用料改定を行ってから、12年間現行料金を維持している。使用料収入は新規接続者の増加により、令和2年度より微増とはなっているが、有収水量は減少している。

需要予想によると、今後も人口減少の影響により下水道使用料の大幅な増加は見込めない状況にある。一方で、施設の老朽化に伴う建設改良費が増大していく見通しであり、経営はさらに厳しい状況になると見込まれる。

### ② 下水道使用料の改定の必要性について

地方公営企業法適用後の令和2年度以降は、約6億3千万円から7億1千万円が基準外繰入金であること、また、経費回収率（維持管理費）が80.6%にとどまり、汚水処理費用のうち維持管理費分も賄っていない状況である。今後、下水道事業を継続的かつ安定的に運営していくためには、施設の維持・更新に必要な建設投資や不測の事態に備えるため財源を確保し、経営健全に取り組んでいく必要がある。

公営企業として、一般会計の基準外繰入金に依存することのない事業運営のためには、第一段階として維持管理費を確保できるだけの下水道使用料の改定が必要と考える。

### ③ 下水道使用料の改定

#### ア 使用料算定期間

国土交通省からの通知や日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基

本的考え方」では、おおむね将来の3年から5年を基準に設定することが適当とされており、健全で持続可能な下水道事業を目指すためにも使用料算定期間を令和5年度から令和8年度までの4年間とすることは妥当である。

#### イ 使用料体系

下水道使用料は、基本使用料と従量料金（累進制）を併置する二部使用料制を維持することが適当である。

基本料金は、使用者が汚水排出量の有無に係らず賦課される料金である。現行の使用料体系では、基本使用料に基本水量を付しているが、排出量に応じた公平な負担という原則を確保するため、基本水量制を廃止することは妥当である。

#### ウ 使用料改定率

使用料算定期間である令和5年度から令和8年度までの4年間の汚水処理費用の維持管理費分を賄える平均33%の使用料の引き上げをすることは妥当である。

ただし、公平な負担を確保するということから基本水量付き基本使用料制を廃止することにより、10 m<sup>3</sup>以下の使用料が急激に増加するため、少量使用者の負担が大きくなることを考慮し、1 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>までの従量料金単価を抑え、10 m<sup>3</sup>使用時における基本水量と従量料金を併せた金額を33%の改定率とし、少量使用者における使用料の抑制を図ることは妥当であると判断する。

また、独立採算に向けた第一段階目として下水道使用料を33%改定とし経費回収率（維持管理費）100%を目標とすることは妥当である。しかし、改定の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に甚大な影響をもたらしている状況である。また、水道料金と下水道使用料を同時期に改定を行うため、大幅な改定は使用者に大きな負担となることから、初年度については改定率を抑え、2年目に予定の改定率とするような検討をされたい。

#### エ 使用料改定の時期

使用料改定時期については、算定した総括原価に対応する収益を確保するためにも早期に実施することが望ましいが、使用料改定についての理解を得るため十分な周知期間が必要である。

また現在の物価高騰等の社会経済状況を考慮すると、総括原価算定の基となる料金算定期間（R5～R8）は4年間であるものの、料金改定については、水道使用が落ち着く秋季の、令和5年10月からの改定が適当である。

### オ 使用料の定期的な見直し

下水道使用料の改定は、平成22年4月以来、消費税率改定を除き今日まで行われてこなかった。今後は、経費削減や効率的経営努力の下、経営状況や社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、4年毎に使用料の見直しを行っていくことが必要である。

### カ 改定額について

イ及びウにより、下水道使用料を次のとおり改定することは妥当である。  
(1ヶ月、税抜き)

汚水の排出量による区分		下水道使用料(円)
基本使用料		1,430
従量使用料	0 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	46
	11m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	198
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	208
	101m <sup>3</sup> ～400m <sup>3</sup>	211
	401m <sup>3</sup> ～	222

## 3 付帯意見

### (1) 共通

#### ① 人口減少社会に対応した施設規模への移行

今後の給水人口及び水需要の減少を想定したダウンサイジングを前提とした施設の再編・更新を行うとともに、アセットマネジメント(資産管理)に基づいた施設の更新・耐震化を行うことで、施設更新費用の平準化・抑制化を図り、さらなる合理化、効率化など経営の健全化に努められたい。

## ② 効率的経営による支出抑制

これまでも、水道事業は包括民間委託などの取組みの実施、下水道事業は、処理区域の見直しや事業内容の精査などにより経費の削減を図り効率的経営に努めてきたが、今後も人口減少による使用水量の減少など経営状況は一層厳しくなることが懸念される。今後においても、さらなる事業の効率化や業務の共同化などの広域連携などにより支出の抑制に努められたい。

## ③ 情報発信の強化による市民理解の促進と事業への参加・協力意識の醸成

水道料金及び下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、市ホームページや広報などを有効活用し、上下水道事業の現状、財政状況及び経営計画などについて広報活動を行い、料金等の改定についても市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

また、使用者が下水道に油を流さないなど自らが注意し、適正に使用することにより、コスト削減や経費の圧縮につながることを広く市民に周知し、参加・協力意識の醸成につながる啓発活動に努められたい。

## (2) 水道事業

### ① 施設統廃合計画の推進

令和4年5月に当審議会から答申した、将来の水需要を踏まえた施設の整備計画である『登米市水道事業施設統廃合計画』について、人口減少社会における持続可能な事業運営に資するよう適切に計画を推進されたい。

### ② 実効性のある有収率向上対策の実施

『登米市水道事業施設統廃合計画』において令和11年度の有収率の目標値を88.2%と設定したが、昨年(令和3年)年度の有収率は、83.1%となっている。有収率の低下は今後の施設の統廃合計画に大きく影響し、経済的損失も大きいことから、実効性のある漏水防止対策を行い、有収率の向上に努められたい。

## (3) 下水道事業



#### ① 接続率向上への取り組みの強化

下水道未接続者に対し、広報活動等により下水道事業への理解を図る啓発に加え、様々なアプローチを行い、具体的な数値目標を掲げながら接続率の向上を図るよう努められたい。

#### ② 官民連携型の包括的業務委託への転換

職員数の減少、老朽化施設の増加及び維持管理費の増加などにより経営環境が厳しさを増している。持続的かつ効果的・効率的な維持管理を推進するため、官民連携手法の一つである「包括的民間委託」の導入について検討を進められたい。

#### ③ 施設統廃合の計画策定と実施の取り組み

登米市の下水道事業は汚水処理場を 28 施設所有しており、県内で一番多い。今後、下水道施設の統廃合を検討し、事業のスリム化を図りながら、維持管理費や改築更新費を削減し、効率的な事業運営を図られたい。

### 4 おわりに

本答申においては、付帯意見として健全な経営による持続可能なサービスの提供を行っていくために、今後の経営において、確実に実施していくべきことを述べたところである。

料金・使用料の改定は将来も避けられないものと理解するが、市民の生活並びに事業者の業務運営に急激な変化が生じないような移行のあり方を考慮されたい。また、付帯意見として記した内容についてはしっかりと検討・実行し、市民に対する説明責任を果たすことができるよう、事業を進めていくことが必要である。

また、市民に対して、経営状況や施設の状況などの情報を的確に伝え、事業への理解や協力を得ていかなければ、人口減少社会において事業の持続性を保っていくことが難しくなるものと考えられる。そのため広報活動や啓発活動が今後ますます重要であるという認識を持ち、創意工夫をもって実行していただきたい。

人口減少や施設の老朽化に加え、本審議会での議論の最中に勃発したロシアによるウクライナ侵攻や、長引くコロナ禍の影響により、不透明さを増す

社会・経済情勢の中での厳しい経営環境下ではあるが、惜しみない経営努力により、本答申が登米市上下水道事業の安定的な経営に寄与し、大切なライフラインが次世代に引き継がれることを切望する。

登米市上下水道事業運営審議会委員名簿

(令和3年度～令和4年度)

	氏	名		
会 長	やま 山	だ 田	かず 一	ひろ 裕
副会長	おお 大	もり 森	とし 敏	お 雄
委員	い 伊	とう 藤	ひで 秀	お 雄
委員	おい 及	かわ 川	ゆ み こ 由美子	
委員	おか 岡	もと 本	たか 哲	ゆき 志
委員	き 木	むら 村	ち 千	よ 代
委員	こん 今	の 野	ひで 秀	とし 俊
委員	さ 佐	とう 藤	まさ 雅	こ 子
委員	すが 菅	わら 原		あきら 昭
委員	すず 鈴	き 木	いく 郁	こ 子
委員	ち 千	ば 葉	さだ 貞	お 雄
委員	ち 千	ば 葉	のぶ 信	こ 子

(五十音順)

## 審議の経過

回数	開催日	内容
第1回	令和3年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業の現状と課題</li> <li>・下水道事業の現状と課題</li> </ul>
第2回	令和3年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業の現況（経営分析）</li> <li>・水道料金算定要領案</li> </ul>
第3回	令和3年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業の現況（経営分析）</li> <li>・下水道使用料算定の基本的な考え方</li> </ul>
第4回	令和4年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水需要予測</li> <li>・水道事業財政計画</li> <li>・水道事業における平均改定率</li> <li>・水道料金算定要領案</li> </ul>
第5回	令和4年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業の将来予測</li> <li>・下水道事業財政計画</li> <li>・下水道事業における平均改定率</li> </ul>
第6回	令和4年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用料改定について</li> <li>・下水道使用料対象経費の分解</li> <li>・下水道事業財政計画</li> <li>・登米市水道事業財政計画</li> <li>・両事業の平均改定率</li> </ul>
第7回	令和4年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金表について</li> <li>・答申書（案）について</li> </ul>
第8回	令和4年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書（案）について</li> </ul>